



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

- 告示
 - 764 平成19年商業統計調査電子計算機処理業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (統計課)
 - 765 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課)
 - 766 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)
 - 767 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の変更 (")
 - 768 保安林予定森林 (森林整備課)
 - 769 道路の区域変更 (道路保全課)
 - 770 旧道路の供用廃止 (")
 - 771 道路の区域変更 (")
 - 772 新道路の供用開始等 (")
 - 773 道路の区域変更 (")
 - 774 新道路の供用開始等 (")
 - 775 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)
 - 776 道路の位置の指定 (都市政策課)
 - 777 " (")
- 公告
 - 入札公告 (統計課)
 - 開発行為の工事の完了 (都市政策課)
- 諸報
 - 捨得物件公告 (和歌山県妙寺警察署)

告 示

和歌山県告示第764号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県が発注する「平成19年商業統計調査電子計算機処理業務」に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成19年6月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成19年商業統計調査電子計算機処理業務

(2) 契約期間

平成19年8月1日(水)から平成20年3月31日(月)まで

2 資格審査申請書類及び配布方法等

(1) この一般競争入札に参加しようとする者は、次の書類を和歌山県企画部計画局統計課へ提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 経営の規模及び状況一覧

ウ 直前2年分の法人税又は所得税の納税証明書

エ 直前1年分の事業年度の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)

オ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

カ 印鑑証明書

キ 各種規定に基づく登録又は認定を受けていることを証明する証明書(登録又は認定を受けている者のみ)

ク 使用印鑑届

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(2) (1)のウからキまでに掲げる申請書類については、和歌山県が行う指名競争入札等参加資格申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札登録参加通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成19年6月8日(金)から平成19年6月15日(金)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く毎日午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館 409号室

(2) 日時

平成19年6月12日(火)午後2時から

4 資格審査申請書類の受付期間

2に掲げる申請書類は、平成19年6月8日(金)から平成19年6月15日(金)までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受付を行う。

5 資格審査申請書類の受付場所

和歌山県企画部計画局統計課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2399

ファクシミリ番号 073-441-2386

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査申請書類の受理日及び入札当日の両日において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 契約の履行のために十分な経営の規模及び状況を有し

(イ) データファイル仕様

内 容	ファイル名 (コード)	コード体系	ラベル	レコードサイズ	ブロックサイズ (ブロッッキング)
システム格納CMT	詳細は0S毎のセットアップ説明書		各0S標準	各0S毎にバックアップ形式可変長	
H19年準備調査名簿データ	FA	EBCDIC JIS	なし	920	9200 (10)
前回・前々回 個票データ	FB	EBCDIC JIS	なし	558	5580 (10)
調査区マスタ	FC	EBCDIC	なし	115	1150 (10)
日本語ファイル	FD	EBCDIC JIS	なし	80	800 (10)
過年分サマリーデータ	FE	EBCDIC	なし	150	1500 (10)

※0Sについては、下記の4種類から選択する。

IBM 0S/390

富士通 0SN/XSP

日立 VOS3-LS

NEC ACOS-4

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成19年6月21日(木)までに通知する。

9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成19年6月26日(火)までに書面により求めるものとする。

ていること。

(5) 法人税又は所得税を滞納していない者であること。

(6) 使用するプログラムの一部が経済産業省から提供されるため、提供されるプログラムにより、的確に電算処理が実行できる者であること。

なお、提供されるプログラムは、次のとおりである。

ア プログラム

言語

COBOL言語

イ 提供磁気テープ

(ア) テープ仕様(各データファイル共通)

(a) トラック数 18トラック

(b) 記録密度 38,000BPI

(c) パリティ ODD(奇数)

(d) テープ長 561フィート

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成19年6月27日(水)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第765号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社久喜	有田市辻堂656-3	サザンクロスやすだ	有田市辻堂656-3	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.2.4
有限会社久喜	有田市辻堂656-3	サザンクロスやすだ	有田市辻堂656-3	居宅介護支援	平成19.2.4
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿	ニチイケアセンター有田	有田市新堂49-3 成川ビ	福祉用具貸与・特	平成

河台2-9	ル2F	定福祉用具販売・ 介護予防福祉用具 貸与・特定介護予 防福祉用具販売	19.4.30
-------	-----	---	---------

和歌山県告示第766号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の
指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同

法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番号	事業所の 名称	事務所の所在地	障害福祉 サービス の種類	主たる対象 とする障害 種別	事業者の 名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
30116000 73	訪問介護事業 所アイビス	有田郡有田川町水 尻1081番地の18 メゾン花園2-A号	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	株式会社五条 メディカル	和歌山市十番丁5 6番地	平成 19.6.1	平成 25.5.31

和歌山県告示第767号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項
の指定障害福祉サービス事業者の指定の変更について、次
のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公

示する。

平成19年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番号	事業所の名称	障害福祉サー ビスの種類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 指定年月日
30124100 27	いなづみ作業所	就労継続支援B型	利用定員	14人	15人	平成 19.5.1

和歌山県告示第768号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26
年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町宇筒井字
仮屋95、字日浦平山313、大桑字宇露谷390の2、395
- 指定の目的 水源のかん養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立
木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め
る標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県
庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧
に供する。）

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課
において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
田辺市中辺路町温 川字桑畑690番1地 先から同市中辺路 町温川字桑畑681 番2地先まで	旧	5.90 ? 31.80	242.80	内井川橋 L=29.70 温川田辺線と 重用 L=185.30

和歌山県告示第770号

平成19年和歌山県告示第769号（道路の区域変更）で告示
した道路は、平成19年6月8日から供用を廃止する。

平成19年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第771号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基
づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課

和歌山県告示第769号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基
づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年6月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
田辺市中辺路町温川字桑畑678番8地先から同市中辺路町温川字桑畑684番1地先まで	旧	3.50 } 20.00	702.40	
同上	旧	9.20 } 39.00	551.70	霧待橋 L=88.00 桑畑橋 L=39.00 茗荷蔓橋 L=43.20
同上	新	9.20 } 39.00	551.70	霧待橋 L=88.00 桑畑橋 L=39.00 茗荷蔓橋 L=43.20

和歌山県告示第772号

平成19年和歌山県告示第771号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年6月8日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年6月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第773号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年6月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
日高郡日高川町大字三佐字北地245番1地先から同町大字田尻字古屋116番1地先まで	旧	3.80 } 8.00	800.00	
日高郡日高川町大字三佐字井ノ上442番1地先から同町大字田尻字古屋116番1地先まで	旧	10.00 } 17.70	1,179.00	弥谷橋 L=14.00

同上	新	10.00 } 17.70	1,179.00	弥谷橋 L=14.00
----	---	---------------------	----------	-------------

和歌山県告示第774号

平成19年和歌山県告示第773号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年6月8日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年6月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第775号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成19年6月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

内ノ井2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	新宮市		熊野川町西敷屋	見座地	1290番地	
2号	"		"	"	1289番1	
3号	"		"	"	"	
4号	"		"	"	1292番	
5号	"		"	"	1295番	
6号	"		"	"	1296番1	
7号	"		"	"	216番	
8号	"		"	"	218番	
9号	"		"	"	1290番1	
10号	"		"	"	205番3	

和歌山県告示第776号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年6月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 申住氏名	指 定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル

2928	新宮市熊野地一丁目6057番1の一部、6057番4の一部、6070番1の一部	新宮市新宮4603番地の15株式会社大石商店代表取締役大石喜造	平成19.5.29	5.00	32.00
------	--	---------------------------------	-----------	------	-------

和歌山県告示第777号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年6月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2931	有田郡湯浅町大字湯浅字方津戸187番3の一部、187番4の一部、188番2の一部、187番1の一部、187番5の一部	有田郡湯浅町大字湯浅1838番地12 有限会社久保不動産 代表取締役 久保正男	平成19.5.29	4.00 ～ 5.00 5.00	76.76 40.42

公 告

入 札 公 告

平成19年商業統計調査電子計算機処理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年6月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成19年度

(2) 業務内容

平成19年商業統計調査電子計算機処理業務

(3) 業務委託の内容

仕様書による。

(4) 業務履行の場所

和歌山県が指定する場所

(5) 履行期間

平成19年8月1日(水)から平成20年3月31日(月)まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成19年和歌山県告示第764号に規定する平成19年商業統計調査電子計算機処理業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県企画部計画局統計課

(2) 日時

平成19年6月8日(金)から平成19年6月15日(金)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く毎日午前10時から午後5時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成19年6月15日(金)午後5時までの間に和歌山県企画部計画局統計課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 事業説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館 409号室

(2) 日時

平成19年6月12日(火)午後2時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館 409号室

イ 入札日時

平成19年6月29日(金)午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成19年6月29日(金)午前10時までに和歌山県企画部計画局統計課へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するのとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部計画局統計課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かないものがあ

るときは、この者に代わって当該入札事務に係りのない和歌山県企画部計画局統計課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときには、直ちに、再度の入札を行う。この場合においては、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行ったもので6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部計画局統計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2399

(ファクシミリ番号 073-441-2386)

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成19年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	岩出市森字四ツヤ108番1、108番7、108番8、108番9、137番、140番
許可を受けた者の住所及び氏名	和歌山市太田480番地の1 ヤマイチエステート株式会社 代表取締役 山田茂

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成19年6月8日

和歌山県妙寺警察署長 櫻 井 保

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金200,000円 (封筒に在中)	平成 19年4月23日	かつらぎ町妙寺 (施設に郵送されてい たもの)